

公益社団法人 日本青年会議所 ブロック協議会会長選出に 関する規程

第1章 総則

- 第1条** 本規程は、公益社団法人日本青年会議所ブロック協議会会長候補者（以下、会長候補者という）選出に関する事項を定める。
- 2 本規程は公益社団法人日本青年会議所運営規則第2章第3条1項（4）の定めに従う。

第2章 選挙管理委員会

- 第2条** 本規程に関する会務を処理するために選挙管理委員会（以下、管理委員会という）を置く。
- 第3条** 管理委員会は、当該年度会長（以下、会長という）が協議会内会員会議所（以下、会員会議所という）より、当該年度日本青年会議所本会（以下、本会という）・地区協議会・ブロック協議会の役員及び理事長を除いた正会員の中より指名し、会員会議所会議の承認を得て選任された選挙管理委員（以下、委員という）3名以上をもって構成する。
- 2 会長は、当該年度3月末日までに、前項の委員を指名し会員会議所会議の承認を得なければならない。
- 3
- 第4条** 委員の互選により選挙管理委員長（以下、委員長という）を1名置く。
- 2 委員長は、管理委員会の会務をまとめ、委員会を代表して、役員会議及び会員会議所会議に出席し、会長候補者選出に関する事項につき報告及び意見を述べることができる。
- 3 委員長は、委員の中より副委員長1名を指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等職務を遂行できない場合はその職務を代行する。
- 第5条** 委員の任期は、会員会議所会議において承認を受けた日からその年の12月末日までとする。
- 第6条** 管理委員会は、本規程第14条、第15条、及び第17条に規定する指定事項につき役員会議の議決を経て、これらを5月15日までに会長候補者選挙（以下、選挙という）における選挙権を有する会員会議所に通知しなければならない。
- 第7条** 選挙に関して管理委員会の発する通知は、すべて委員長の名義をもって作成する。

第3章 有権会議所

- 第8条** 当該年度4月末日までに当該年度の会費を完納した会員会議所（以下、有権会議所という）は、当該年度の選挙における選挙権を有する。
- 2 有権会議所は、選挙権の行使にあたり、当該年度1月1日の正会員数を基準とし、本会定款第43条に定める議決権数と同数の票数を有する。ただし、1月2日以降4月末日までに承認された会員会議所については入会時の正会員を基準とする。
- 第9条** 有権会議所の票数に関しては、公益社団法人日本青年会議所会頭選挙管理委員会より通知される票数を使用する。

第4章 立候補者

- 第10条** 有権会議所の正会員中、次に該当するものは、選挙における被選挙権を有する。
- （1）有権会議所 理事長及び経験者。
- （2）公益社団法人日本青年会議所 本会役員・議長・委員長及び経験者。
- 2 前項、被選挙権の有資格者による立候補者がなき場合、当該年度会長が適格であると認められた者は被選挙権を有する。
- 第11条** 被選挙権を有するものは、その所属有権会議所理事長の推薦を得ることで、立候補者となることができる。
- 2 立候補者を推薦した所属有権会議所理事長は、選挙管理委員会の指定する期日までに次の書類を添付して選挙管理委員会に立候補の届出をしなければならない。
- （1）立候補者の氏名・経歴書及び会員会議所・出向における経歴書。
- （2）立候補者に対する立候補承認書。
- （3）その他管理委員会において指定する書類
- 第12条** 管理委員会は、立候補者につき第10条及び第11条に基づく資格審査を行い、資格を有する立候補者については、第11条2項の記載内容を速やかに有権会議所に対し告示しなければならない。
- 第13条** 第11条2項に規定する日までに立候補者の届出がない場合は、役員会議が1人の立候補者を推薦するものとする。
- 2 前項において役員会議の推薦を受けた立候補者の所属する有権会議所理事長は、管理委員会の指定する期日までに第11条2項に定められた書類を管理委員会に

提出しなければならない。

第5章 選挙運動

第14条 管理委員会は、立候補締切日より投票日までの間の相当期間を選挙運動期間と指定する。

2 期間外運動は一切これを行ってはならない。

第15条 選挙運動に使用できるものは、管理委員会において指定するもののみとする。

第16条 立候補者及びこれを支持する会員会議所が選挙運動を行うに際しては、青年会議所の目的、綱領に則り、名誉を重んじ、節度ある行動をとらなければならない。

第6章 投票及び開票

第17条 投票及び開票は7月末日までに行うものとし、その日時、場所並びに方法及び投票用紙については、管理委員会がこれを指定する。

第18条 やむを得ない理由により投票日に直接投票できない有権会議所は、管理委員会の定める方法によって、不在者投票をすることができる。但し、決選投票の場合は不在投票を認めない。

第19条 有権会議所理事長は、第5章の各条のいずれかに明らかに違反するものと思われる事実については、管理委員会に文書で申立てを行うことができる。

2 管理委員会は、事実関係を調査のうえ、それが明らかな違反に該当すると判断したときは、会長に役員会議の招集を要請しなければならない。

3 会長は投票に先立ち管理委員会の要請を受けて、その都度役員会議を招集する。

4 役員会議は、立候補者中第5章の各条のいずれかに明らかに違反するものと認定した場合は、その立候補者資格を喪失させるものとする。ただし、その決議は会長が有権会議所を招集し、当該立候補者に弁明の機会を与えたうえ、有権会議所3分の2以上の票数をもってこれをなす。

第20条 投票及び開票に際しては、3人以上の立会人を置く。立会人は会員会議所正会員より管理委員会が指名する。

第7章 会長候補者の決定

第21条 有効投票の最多数を得た者が当選者となる。

2 最多得票者が有効投票数の過半数を得ない場合には、

同点者又は次点者と決選投票を行い、その多数票を得た者が当選者となる。

3 次点者が複数の場合には、あらかじめ次点者同士で決選投票を行い、次点者1人を定める。

第22条 第11条2項に規定する日までの立候補者が1人のみの場合、もしくは第13条による場合は、第10条及び第11条に基づく資格審査及び会員会議所会議の承認のうえ、投票を行わず各該当者が当選者となる。

第23条 当選者が決定したときは、管理委員会は直ちにその旨並びに当選者氏名及びその所属会員会議所を各会員会議所に通知するものとする。

2 会長は会員会議所会議において当選者を報告し、会員会議所は当選者の確認をする。

3 ただし第22条による当選者の場合はその限りではない。

第24条 当選者決定後12月31日までの間に、当選者が事故など諸般の事情により会長候補者となることができなくなった場合には、次点者が当選者となる。

2 前項の当選者がなき場合は、役員会議が1人の立候補者を推薦し、管理委員会による第10条及び第11条に基づく資格審査を経て、会員会議所会議の承認のうえ当選者となる。

第25条 第24条に該当する場合、管理委員会は直ちにその旨並びに新たな当選者氏名及びその所属会員会議所を各会員会議所に通知するものとする。

第26条 当選者は会長候補者となり、ブロック協議会会則第7条に則り、次年度会頭内定日から当該年度7月末日までに、本会会頭に推薦される。

第8章 細目

第27条 本規程に定めるもののほか、会長候補者選出に関して必要な事項は役員会議において定める。

附 則

この規程の変更規定は、平成26年4月19日から施行する。

平成24年 7月20日 制定

平成25年11月16日 改正

平成26年 4月19日 改正